

【邦人被害・注意喚起】性犯罪被害の連続発生

【ポイント】

●最近、ワーキングホリデー制度で豪州を訪れる邦人女性をターゲットにした性被害が連続発生しています。

【本文】

QLD 州ブリスベン市近郊にある農場で勤務していた邦人女性が、同農場関係者らと宿舎で飲酒し、酩酊状態で意識朦朧となったところを性被害に遭う事案が発生しています。ここ1か月で他の邦人女性も同様の被害に遭っており、ワーキングホリデー制度を利用して訪豪した邦人女性がターゲットとなる事案が複数発生しています。性被害に遭っても、事案の性質から被害の申告を躊躇したり、英語での被害申告に不安を感じてこの足を踏む方もいることが想定されますので、実際に被害に遭われている方は他にもいる可能性があります。

こうした被害に遭わないように、次の点に御注意ください。

○友人、同僚、勤務先関係者等、信頼できそうに思える相手であっても、嫌なことははっきりと意思表示をする。

○過度な飲酒は避ける。

○ドミトリ、シェアハウス等、複数で共有する施設を利用する場合は、施錠設備の有無をよく確認し、施錠設備のない施設の利用は極力避ける。また、施錠設備がある場合は必ず施錠し、就寝前など必ず戸締まりを確認する。

もし万が一被害に遭った場合は、州警察への届出や相談は以下をご参照下さい。
オンラインによる届出は州警察HP

NSW https://www.police.nsw.gov.au/online_services

NT <https://pfes.nt.gov.au/reportonline>

なお、NSW 警察では個人情報伝えることなく通報できる方法もあります
(https://portal.police.nsw.gov.au/adultsexualassault/s/sexualassaultreportingoption?language=en_US)。

また、電話による届出/相談(全豪共通)は 131 444(緊急性がない場合)。この電話番号で、無料日本語通訳サービスを依頼することも可能です。その場合、手配するのに数分お待ちいただく必要があります。

緊急に救助等を求める必要がある場合は、緊急電話番号「000」をダイヤルしてください(この番号も無料日本語通訳サービスが可能)。

英語での被害申告に不安がある場合は、警察で日本語での聴取が可能な担当者
の手配を依頼したり、警察など公的機関で利用できる無料通訳サービスを案内する
こともできますので、お一人で悩まずに当館に御相談ください。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録され
たメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に
登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の
URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の
URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>